様式第十二を次のように改める。

様式第十二（第二十六条関係）

（表面）

12センチメートル

番　号

土壌汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日発行

年　月　日限り有効

写真

8センチメートル

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事

印

（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条（略）

2～4（略）

5　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7　第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三　第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十一を次のように改める。

様式第二十一（第七十七条関係）

（表面）

12センチメートル

番　号

土壌汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日発行

年　月　日限り有効

写真

8センチメートル

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事
（市長）

印

（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2　前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6（略）

7　第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三　第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（土壌汚染対策法施行規則の一部改正）

第二条　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号、第十七条及び第十八条中「第二項」を「第三項」に改める。

第十九条中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十条及び第二十一条中「第五項」を「第六項」に改める。

第七十七条中「第六項」を「第七項」に改める。

様式第五中「第四項」を「第五項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。